

20 か国財務大臣・中央銀行総裁特別会合声明（仮訳）

（2020年11月13日）

多くの低所得国における新型コロナウイルス危機の規模、顕著な債務脆弱性、及び経済見通しの悪化を踏まえ、我々は、ケースバイケースで債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）を超える債務措置が必要となり得ることを認識する。こうした中で、我々は、「DSSI 後の債務措置に係る共通枠組」（付表 I）を承認した。これはパリクラブでも承認されている。

我々は、DSSI 適格国に対して最大限の支援を供与するため、緊密に協働しながら DSSI を実施することに引き続きコミットしている。全ての公的な二国間債権者は、完全に、かつ、透明性高く、このイニシアティブを実施すべきである。我々はまた、DSSI に関連した残る課題について議論し、付表 II に定める、2020 年 4 月の DSSI の条件要綱に係る補遺の拡充版に合意した。これはパリクラブでも合意されている。